

◎ 消費者基本計画(第2期)の基本的な考え方

- 大阪府消費者基本計画(第1期)【H27.4~R2.3】の基本的な考え方を踏襲し、後継計画として策定する。
- 府、市町村、事業者、事業者団体、消費者(府民)、消費者団体がそれぞれの責務と役割を認識して主体的に責任ある行動を取り、互いに協力し合いながら、安全・安心な消費生活の実現、そのための「消費者市民社会」の構築をめざす。

■ 計画の性格

「消費者施策を計画的に推進するための基本計画」(大阪府消費者保護条例第8条)として「都道府県消費者教育推進計画」(消費者教育推進法第10条)の性格をあわせ持った、消費生活に関する総合的な計画として策定

■ 計画期間

5年間(令和2年4月~令和7年3月)

■ 計画の推進体制

- 「大阪府消費者行政推進本部会議」(知事を本部長とし、全部局長で構成)を運営
庁内関係部局との連携・協力により消費者行政を総合的・効果的に推進
- 消費者庁と地方公共団体が意見交換する「近畿ブロック会議」や府と府内市町村で構成する「大阪府消費者行政連絡会議」等において、府の施策に関する意見交換や情報提供を実施

◎ 答申の主な内容

■ 消費者施策の方向性と展開

基本目標Ⅰ：消費者の安全・安心の確保

- ⇒ 商品・役務の安全性の確保、消費者取引の適正化、消費者への情報提供等を実施
- ◎ギャンブル等依存症に関する知識の普及

基本目標Ⅱ：消費者の自立への支援

- ⇒ 悪質商法の手口等必要な情報の提供や消費者教育、啓発等により自立した消費者を育成。持続可能な社会の形成に貢献する消費行動(「エシカル(倫理的)消費」※を推進
- ※エシカル(倫理的)消費 ⇒人や社会・環境等に配慮した消費行動

基本目標Ⅲ：消費者教育の推進

- ⇒ 自立した消費者を育成するため、ライフステージに応じた多様な場における消費者教育を推進。また、消費者教育の担い手の育成と活用を実施
- ◎成年年齢引き下げに伴う集中啓発事業

基本目標Ⅳ：消費生活相談体制の充実

- ⇒ 広域的で高度な案件に対応できる府の消費生活相談体制を充実。消費者に最も身近な存在である市町村の相談窓口の整備・充実
- ◎大阪府外国人情報コーナーとの連携

■ 重点取組の設定

特に喫緊の課題を重点取組に設定。あわせて、毎年度動向を注視していくべき指標(参考指標)を設定

重点取組Ⅰ：在学中に成年となる高校生等に対する実践的な消費者教育を推進するため、教育委員会等と連携し府内すべての高等学校等で消費者教育を実施できるよう重点的に取り組む

○取組内容

- ▶ 消費者トラブル事例を掲載した「社会への扉」等の実践的な消費者教育教材等の活用
- ▶ 「消費者教育コーディネーター」等の育成・活用及び実務経験者の活用等

○参考指標：「社会への扉」等の消費者教育教材を活用して消費者教育を実施した高校等の率

重点取組Ⅱ：消費者被害から高齢者、障がい者を守るため、府内全市町村に高齢者の見守りネットワーク(消費者安全確保協議会等)が設置され、より効果的な運営が行われるよう市町村の取組を支援

○取組内容

- ▶ 消費者安全確保地域協議会等の効果的運営に向けた研修等での情報交換機会の設定
- ▶ 消費のサポーターをはじめ高齢者等向け講座の充実強化と地域における講座開催等の支援・調整
- ▶ 警察との連携による高齢者等を狙った特殊詐欺被害や消費者被害の防止等

○参考指標：市町村の消費者安全確保地域協議会等見守りネットワークの設置率

■ 計画の進行管理

毎年度、検証結果を消費者保護審議会及び消費者教育推進地域協議会で報告するとともに、府ホームページにおいて広く府民に公表

※その他参考指標による動向の把握

【参考指標Ⅰ】：府及び市町村センターで受け付けた、契約当事者の年代別件数と割合(若年者及び高齢者の年齢区分の細分化⇒より詳細なエビデンスを収集)

【参考指標Ⅱ】：国の地方消費者行政強化作戦の「当面の政策目標」に係る府内の状況
※令和元年度内に国が改定予定

◎ 新たな課題

- (1) 令和4年4月、成年年齢を引き下げる改正民法の施行
- (2) 高齢化の更なる進展による高齢消費者被害の拡大、深刻化
- (3) 高度情報通信化の更なる進展に伴う取引形態の複雑化・多様化
- (4) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進
- (5) 改正出入国管理法の施行等国際化の進展

◎ 策定スケジュール

- ・平成31年2月 府消費者基本計画(第2期)策定に向けての意見について(諮問)
- ・平成31年4月~令和元年7月 基本計画策定検討部会等で審議(3回)
- ・令和元年8月30日 答申
- ・令和元年10月 パブリックコメントの実施
- ・令和2年3月 国第4期消費者基本計画策定(府計画について、同計画との整合性を確保)
- ・令和2年3月 府消費者基本計画(第2期)策定・公表、同4月 計画スタート